

令和3年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開催 令和3年8月2日(月) 午後1時30分～3時8分

場所 一宮市役所本庁舎14階1401大会議室

出席者 委員15人

運営会議メンバー10人 障害者相談支援センター相談員1人

障害者基幹相談支援センター相談員1人

尾張西部圏域地域アドバイザー1人 事務局9人

1. あいさつ

- ・会長あいさつ
- ・議事録署名者の確認

2. 議題(1) 個別支援会議(相談支援連絡会)について(要旨のみ)

*事例①

[対象者]・10歳未満男児、身体障害、知的障害
・家族構成：両親、祖父母

[状況]・医療的ケアが必要である。
・日中は母一人で児のケアを担っている。

[対応]・災害が起きた場合を想定して、会議を開催。
・自宅周辺かの状況、避難時の準備等を確認。

[課題]・自宅からの避難方法について。
・避難所までの移動の負担。避難所での生活。

*事例②

[対象者]・10代女児、身体障害、知的障害
・家族構成：両親、姉、妹

[状況]・人工呼吸器が常時必要。

[対応]・災害対策について考えるため会議を開催。
・非常時の医療機器の対処について共有。

[課題]・避難時の移動手段や避難所での対応等について。

- ・行政機関や福祉事業所だけの問題ではなく、地域住民の協力や地域作り。

3. 議題（2）障害者基幹相談支援センター・虐待防止センターの活動報告について

○相談支援専門員：

障害者基幹相談支援センターの活動報告をします。センターでは、「総合的・専門的な相談支援」、「自立支援協議会について」、「地域の相談支援体制強化」、「地域移行・地域定着支援」、「権利擁護」について取り組んでいます。

「総合的・専門的な相談支援」の事例検討の実施に関して説明します。野中方式という事例検討の方法を取り入れて実施しています。相談支援事業所や障害福祉サービス事業所から困難事例を持ち寄り、障害者基幹相談支援センターの相談員が進行を務めています。希望する他機関の相談支援専門員やケースで関わっている事業所の方も参加できる形で臨み、事例検討の手法を学べる機会を作っています。相談支援専門員より希望があれば、臨時での事例検討の機会を提供しており、今年度4月に2件開催しています。

「自立支援協議会について」は、相談支援連絡会を開催し、毎月1回委託相談支援センター6ヶ所、障害者就業・生活支援センター、児童発達支援センター等と個別支援会議の検討や地域の課題を話し合っています。今年度もコロナ感染予防に配慮しながら行っていく予定です。毎回活発な意見交流の場、近況報告の場として、相談員の資質向上だけでなく、つながりの場となっています。

「地域移行・地域定着支援」の普及啓発として、今年の1月より精神科病院からの地域移行を進めていくため、医療機関、一般相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター、福祉総合相談室の担当者が定期的に集まり会議を開催しています。会議の回数を重ねるごとに医療機関や相談支援事業所の方の参加者も増えています。

現在、地域移行支援事業を利用しての退院支援が進んでいます。各センターからの進捗状況の報告や医療機関より対象となりうるような方の相談をいただきながら退院支援を進めています。6月には圏域外の保健所の方に来ていただき、「地域診断」について講義をしてもらいました。今年度の取り組みとしては、委託障害者相談支援センター6ヶ所が、まず1件の対応を目標とすること、相談支援専門員が利用できるマニュアルの作成を進めていけるといいということを話し合っています。

「権利擁護」の差別解消の取り組みに関しては、一宮市の中核市移行に伴いパンフレットを改訂しました。7月開催の福祉マルシェで配布したり、図書館

に設置したりしています。今後、商工会議所の通信に差別解消の内容を掲載予定となっています。

○事務局：

令和2年度の障害者虐待に係る対応について報告します。一宮市では、相談支援の機能強化のため、障害者基幹相談支援センターを設置しています。これは虐待防止センターでもあります。

虐待防止センターとして対応した令和2年度のものが9ページになります。県の方針について、施設従事者虐待は1施設で複数の対象者がいた場合も1件と数える集計を行っています。従いまして、実際の数字を小さな字で記入してあります。令和2年度は件数と人数が一致しています。令和2年度は38件38人を受け付けました。内訳は、養護者虐待30件、施設従事者虐待6件6人、使用者虐待2件でした。令和元年度は53件60人でした。内訳は、養護者虐待46件、施設従事者虐待5件、使用者虐待2件と比べると、養護者虐待の通報が減少しています。

ちなみに通報元ですが、養護者虐待30件については、警察15件、相談支援専門員7件、本人4件、施設従事者2件、家族、地域包括支援センターが1件となっています。施設従事者虐待6件については、相談支援専門員2件、当該施設管理者1件、当該施設利用者1件、他の施設職員1件、匿名1件でした。

次に、虐待認定件数ですが、養護者虐待が9件、施設従事者虐待が3件でした。合わせて32%の認定率でした。昨年度の26.4%の認定率より高くなっています。養護者虐待は通報が多くあり、調査、聞き取りをしています。障害者のほうも手を出している場合や、聞き取りを望まない場合もあり、認定にまで至らない事例が多くありました。

次に、被虐待者の障害種別の状況です。養護者虐待のほうは、身体障害1件、知的障害3件、精神障害5件の9件9名、施設従事者虐待は知的障害3件3名でした。

次に、虐待種別の状況についてです。養護者虐待では、身体的虐待8件、心理的虐待1件、施設従事者虐待では、身体的虐待2件、心理的虐待1件となっています。養護者による虐待9件について、虐待者の内訳です。父1件、母1件、夫3件、息子1件、その他は弟の妻2件、内縁の夫1件で3件となっています。

一方で、被虐待者の性別ですが、9名中男性2名、女性7名で、例年と同じように女性が多い状況です。その内、2件を分離対応しています。1件が契約による分離、もう1件は自主分離の後方支援を行いました。分離支援以外では、サービス等利用計画の見直しや虐待者への指導、助言、見守りを行っています。

これらの実績を踏まえ、令和2年度では普及、啓発として障害者虐待防止講演会を予定していました。ただ、コロナ禍により中止を余儀なくされました。今回出席されている尾張西部圏域地域アドバイザーの提案で、稲沢市障害者基幹相談支援センターとの共催で、今年1月に障害者権利擁護研修会を開催しています。田原市障害者総合相談センター長、尾張西部圏域地域アドバイザーをお招きし、開催しました。障害者虐待、権利擁護、成年後見、意思決定支援等をテーマに、講演とシンポジウムを行いました。82名の出席がありました。関係者と一緒に今後の支援を考える機会となりました。障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前、早期発見、早期対応を目指し、保健、医療、福祉、労働等の関係者も含め、早期発見に努めていけるよう周知を図っていきたいと思います。

○尾張西部圏域地域アドバイザー：

1点は意見と、1点は質問になります。まず、虐待の件については通報件数と虐待の認定件数ですが、一宮市の場合は施設従事者虐待の認定率は50%と、国の統計等に比べてかなり高いです。おそらく虐待防止センターがここにかなり力を入れているのがよく分かります。今後もぜひお願いしたいと思います。

ただ、前年度の12月に愛知県内であったグループホームでの虐待事案の報道がありました。重度の知的障害の方が3名虐待されていて、2名が亡くなりました。これが我が県で起きていることなので、さらに施設従事者虐待については、やはり力を入れていくべきところだと認識を持っています。来年度からは各事業所でも、虐待防止の責任者を立てること、計画を立てること、研修を行うことが義務化されるので、虐待防止センターの役割は大きくなると思います。ぜひ力を入れていってほしいと思います。

質問です。個別支援会議の報告で出されていたのがたまたまなのか、今回は医療的ケア児と災害対策のことでした。これについてはここで検討するということではありませんが、福祉避難所についての意見があったかと思います。今年の5月に福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定されています。今まで一宮市では福祉避難所は公表しないやり方をしていましたが、国のほうはあくまで福祉避難所の指定及び受入対象者の公示と、福祉避難所への直接の避難の促進、これは自立支援協議会の中でも意見が出ていたことだとは思いますが、ここはガイドライン自体が変わっていることなので、内容や取り組みが変わってくると思いますが、今後ここについてはどのようにしていくのでしょうか。

○会長：

まず1点目については、障害者虐待について今後、色々な研修等を行ってい

ってほしいという意見でした。2点目の医療的ケア児と福祉避難所に関して事務局のほうからお願いします。

○事務局：

福祉避難所のことについて説明します。今、一宮市で福祉避難所として準備しているのは、市内の民間の高齢者施設や障害者施設、約60施設にお願いしてご協力いただいています。

公開については、一宮市では公開といえるかどうかはありますが、防災計画をウェブサイトには上げています。ただ、そこが完全な公開といえるかは検討の余地があると思います。国もガイドラインを改訂しているので、中核市移行時に市としても福祉部の組織改編がありました。福祉避難所は4月以降、福祉総務課が担当になりますので、そちらのほうで引き続き検討したいと思います。

○本会委員：

意見に近いです。障害者虐待の関係で18歳未満については、児童虐待防止法が優先適用されるということで、どのような状況になっているかについて話をさせてもらいます。

障害が絡んだ虐待ケースは私が思うに二通りあり、一つは障害があるが故に虐待に発展してしまう場合です。例えば、障害があることを将来悲観して無理心中のようになってしまうこと、あるいは障害があることで保護者のエネルギーがかなり低下して、子育てや養育、家事に支障をきたす場合です。もう一つは、元々障害があるという認識がなく、子どもの能力的な問題を認識できていないが故に、過度の期待をかけてしまって要求水準が非常に高い状況の中で、なかなか頑張ってもそれを達成することができない状況になり、ある意味尻を叩いて過度に追い詰めてしまう。できないことについて、障害ではなく怠けているからやらないという認識でもって、対応してしまうことによる虐待があると思います。

実際、障害が絡んだ虐待ケースがどれだけあるかというのは、個別に統計を取っていないですが、前者の障害があるが故に虐待に及んでしまいますケースは、今年私が見ている限りにおいては少ないです。実際そういったケースはなかったです。

ただ、能力的な問題が認識できないが故に虐待に発展してしまうケースは非常に多いです。知能検査等をして、頑張ってもここまでできている状況ということ伝えて、要求水準を調整していくことが多いですが、実際蓋を開けてみると療育手帳が該当するくらいの能力的な問題を抱えていることもあります。それをこちらとしてはきちんと伝えて、その子に見合った要求水準にしていく

ことをやっています。実際療育手帳を取って、つまり障害ということを知った上で児童相談所に来ていただいた方で、自分ではなくて配偶者が手を出してしまうことで悩んでいるというケースが、今年度2件ほどありました。

ということで、相談支援事業所の方は療育手帳を持ったお子さんの親御さんに関わることも多いと思いますが、一つ目を向けていただきたいのは、保護者ともう一方の保護者が同じような認識で対応しているかどうかです。温度差があると人知れず一方の保護者の方が悩んでいます。配偶者に理解してもらえないために悩んでいるケースは今年度に入ってもありました。そのあたりを少し意識して、困り感や悩み事がないかどうか、そういった支えがあるといいと思います。

○会長：

18歳未満の障害児の虐待については児童相談所が対応している状況です。10年くらい前ですが、児童相談所で統計を取った中で50%が、何らかの障害を抱えたお子さんが被虐待者であるという記憶があります。やはりそのあたりも含めて、丁寧に対応していく必要があると思います。

○尾張西部圏域地域アドバイザー：

児童虐待についてはあまり詳しくありませんが、障害者虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が正式名称です。養護者も支援する法律になるので、障害者虐待ではここに徹底的に支援を入れていくこととなります。

それが児童虐待になると18歳以下なので、障害があろうが児童相談所が主導で動くこととなります。どうしてもここは連携となります。その時に障害者虐待防止センターと、それから虐待のみに関わらず生活全般の支援となると、一宮市では福祉総合相談室ができたので、そのあたりの連携について何か考えがあれば聞かせてほしいです。

○本会委員：

どうしても18歳で突然支援が切れてしまうということがあるといけないので、18歳以降のつなぎも含めて考えていかないといけないと問題だと思えます。そういう意味で連携をしないといけないケースというのが具体的に今、いくつもあるという訳ではないですが、いつそういうケースがあってもおかしくないと思っています。日頃からそういうケースをどういうふうに関わりを持って支援していくかを今の内から考えなくていく必要があると思います。

4. 議題（3）運営会議、生活支援部会、子ども部会、就労支援部会等の報告について

○事務局：

資料は10ページとなります。まず、令和3年前半の運営会議の報告となります。運営委員については、御覧のとおり本日出席されている運営会議の構成員、各部会長となります。1月、2月はコロナの影響により中止しています。

従来この会議では個別支援会議報告、部会報告、障害者基幹相談支援センター報告の主に3点を議題として、議論しています。3月については、日中サービス支援型グループホームが新たに一宮市に参入されたということで、事業所の方を招き、ヒアリングを行っています。4月以降は個別支援会議3件、2件、4件と個別支援会議の報告を行い、その内1件を触法障害者支援連絡会議につないでいます。

○生活支援部会部会長：

生活支援部会の活動報告をします。私たちは共生社会の実現という自立支援協議会の最終目標を設定し、それに基づいて4本の柱で今年度は活動しています。権利擁護、暮らしの場、セーフティネット、人材育成です。この中から8つの作業部隊に分かれて進めています。

①人材確保プロジェクトについてです。例年行っているバスツアーとジョブフェスタをコラボした形になっています。コロナ禍の時代、障害福祉サービスの支援は継続していかなくてはなりません。そのために一人でも多くの方にこの仕事を知ってもらえる機会となる場を考えます。今年度はバスツアーをやるかやらないか、メンバーの中で意見が分かれています。コロナ禍の時代、もう少し辛抱しようとして色々企画を考え直しましたが、今年度は難しいかなと思っています。ジョブフェスタについては、令和4年3月5日に宮前広場にて開催を予定しています。

②ヘルパー連絡会についてです。居宅介護事業所同士の連携や、ヘルパーの研修等を目的としています。10月21日、3月17日に開催予定となっています。

③ホーム連絡会についてです。居住系事業所のネットワークや、暮らしの支援についての情報交換、世話人等のスキルアップを図ります。7月7日に開催した時は世話人、スタッフ等41名の参加がありました。虐待防止の研修会を開催しました。今年度は年4回の開催を予定しています。

④警察プロジェクトについてです。地域で安心して暮らすために、警察署員と考える企画です。今年度はコロナ禍のため、イベントは中止していますが、警察署との関係、つながりを切らないように頑張っていこうということで、新

しい担当者の方と顔合わせをしました。この企画は結構長くやっているのですが、これからも継続していききたいと思います。

⑤防災プロジェクトについてです。災害に巻き込まれてしまった時や緊急の事態が起きた時に、地域の中で障害のある方を守るためにできることを考えます。3月17日に福祉避難所の資材設営訓練を開催しました。簡易ベッドや簡易トイレ等を実際に組み立てて体験しました。とても好評な企画だったので、今回は別の事業所でも取り組んでいきたいと思います。福祉避難所の確保、運営ガイドラインが改正されたということで、私たちも以前作成した福祉避難所運営マニュアルや災害マップ、私の災害ノート、水害マップを上手いこと使いこなせないかと考えて企画しています。

⑥行動援護サポートプロジェクトについてです。地域課題である強度行動障害のある方の地域での暮らしをサポートします。これは3本柱を掲げて頑張っています。一つ目が支援者向けです。スタッフに対して研修会、学習会を開催しています。二つ目が家族向けです。支援のヒント集を作成中です。三つ目が地域向けです。支援で外出した際の合理的配慮の内容の事例紹介や、情報提供できるかわら版を発行できると思います。これは現場サイドのほうから、色々なお店に行った時にこういう支援をした、地域の方に伝えることができたということがまとめられると思います。3月8日には支援者向けに発達障害スキルアップ研修を開催しました。

⑦地域生活支援拠点プロジェクトについてです。今年度新しく加えた作業チームです。災害に巻き込まれてしまった時や、親亡き後の生活を考えるということで緊急の事態が起きた時に、地域の中で障害のある方を守るためにできることを考えるプロジェクトです。相談、体験の場、緊急時の受け入れ・対応、人材育成、地域の体制作りになります。

部会ではこの5つの機能の体制を官民協働で考え、整えていくことが大切だと考えます。障害者基幹相談支援センターと連携しながら、迅速で確実な対応ができる体制を構築していきたいと思います。一宮市の場合、緊急の事態が起きた時はそれぞれの事業所で、短期入所やヘルパー等の対応をしていると思います。それぞれで対応していますが、統一できていないのではないかとこの声現場サイドから上がってきているので、自立支援協議会と官民協働で考えていきたいと思います。

⑧支給量に関するプロジェクトについてです。これも今年度から加わった作業チームです。令和3年1月から福祉サービスの支給量の決定基準ができたことで、障害のある方がこの地域で安心して生活できることを担保してほしいという現場からの声を得て、現状を把握、調査し、官民協働で考えていけるような内容を提案していきます。現在、相談支援事業所がアンケートを作成し、7

月末に配布しています。サービスを受けるにあたって支給量の基準を超えた時に理由書を提出しなければなりません。その理由書をどのように書いたか、理由書を書いてどのような案件は通り、どのような案件は通らなかったのか、サービスが行き渡らなかった時にその方の生活が、どのようなサービスの代替えで生活を支えていくのかということ現場のほうからアンケートを取り、現状を把握したいと思います。できれば来年の本会までにデータが上がってくるといいと思います。

サービス支給の基準ができたことで、サービスの公平性は担保されました。一方では今までの支給量が減ったことで、食事、入浴等、日常生活の支援において影響が出る場合も見受けられます。実際に見受けられています。サービスを提供する事業所側も利用者の暮らしを守るために、採算にこだわらずサービスの継続をする場合もあると思います。無理なサービス提供が続くと、経営状態が不安定になり、例えば潰れてしまったという時に、行動障害のある方たちが入居している事業所が無くなってしまった時にどうしようかという課題が出てくるのではないかと懸念しています。

また、支給量が減少したことによって高齢で支えている家族の方にも負担が大きくなるのではないかと考えています。以上のことから、生活支援部会では相談支援事業所と連携して、現状把握をしながら新しい仕組みの提案等を行政に挙げて、一緒に考えていきたいと思っています。

○子ども部会長：

子ども部会の報告をします。子ども部会は子どもに関わる施設や事業所の関係者が集まっています。一宮市の子どもを取り巻く状況やそれに関係する課題について、グループごとに分かれて検討しています。放課後等デイサービス事業所連絡会、発達障害啓発、児童発達支援センターの3つに分かれています。

放課後等デイサービス事業所連絡会のグループです。現在も放課後等デイサービス事業所が新たに次々と立ち上がっています。その中で各事業所と連携を取ること、療育や職員の質の向上は大変重要と考えています。子ども部会だけでなく、事業所との連絡会も通して連携や学びの場を設けています。今年度、放課後等デイサービス事業所連絡会のグループでは、質の向上を目指す取り組みとして、6月に交流会を行いました。10月以降は資料21ページの内容を予定しています。

次が発達障害啓発グループです。これは今年度発足したグループです。発足した経緯は資料21ページのとおりです。現在、発達障害という言葉がかなり広がってきたかなと思いますが、必ずしも正しい理解に結びついていない現状があると思います。先のスライドにも不登校という問題が出ていま

すが、発達障害に対する無理解の結果の二次障害で、不登校という形で表れているのではないかと疑われる事例も少なくありませんでした。なので、発達障害に対する正しい理解と子どもの特性に配慮した適切な支援が不可欠であると考えています。その取り組みの内容が資料22ページのとおりになります。講演会の開催とありますが、これについては後で詳しくお伝えします。

最後に、児童発達支援センターグループです。発達障害を始め、様々な発達特性や家族のそれぞれの背景、環境と支援を必要とする子どもたちは乳幼児期からその数が増え続けています。児童発達支援センターの役割は今後ますます重要になってくると思います。

児童発達支援センターグループでは、今年度資料23ページの内容で話し合いを深めていけたらと考えています。一番力を入れたいのは児童発達支援になります。幼稚園、保育園からのニーズも高く、相談に乗ってほしい、お子さんの姿を見にきてほしいという声もあります。センターとしてどのようなことができるか、地域で不足しているものは何かということをお話しているところ

です。先ほどお伝えした講演会についてです。今年度は12月23日に予定しています。前年度はコロナの影響もあり、オンライン形式で講演会を行いました。今年度は講師の先生もご意向もあり、対面方式で開催する予定をしています。また具体的な時間等決まったら改めて案内できると思います。

子ども部会では3つのグループでの活動とともに、その他の取り組みとして資料23ページの内容についても検討していきたいと考えています。特に医療的ケア児に対する要望はこの先増えてくるだろうと考えています。今後も部会員同士で密に連携を取りながら、一宮市の子どもたちが健やかな成長をしているようにできることについて精一杯取り組んでいきたいと考えています。

○就労支援部会長：

就労支援部会の報告をします。資料26ページをご覧ください。就労支援部会の会議の進め方としては、全体会議と2つの分科会に分けて進めています。就労支援チームと工賃向上チームの2つです。就労支援チームは主に、障害者雇用の促進のための議論をしています。工賃向上チームは主に、就労系福祉サービス事業所に通う障害者の工賃向上のための議論をしています。

就労支援チームで協議した内容としては、障害者求人の新規開拓及び情報共有です。就労支援機関が集まっている部会なので、関心事としては障害のある方の就職先についてです。あとは、職場体験をさせてもらえる実習先です。そういったことの情報共有、また、新規開拓についてもハローワークが中心となっていて行っているところではあります。相変わらずコロナ禍によって、障害者求

人の有効求人倍率が1を切っている状況で、厳しい状況が続いています。

例年、就労支援部会では、企業交流会や企業面接会などの対面での企画を運営してきましたが、コロナ禍において対面型の企画がなかなか設定しづらい状況で、この議論が活性化しづらい状況にあります。この点は、今年度後半の課題点と思っています。次に教育との連携です。特別支援学校への部会からの出張授業を今年度も開催する予定です。

続いて、工賃向上チームで協議した内容です。福祉マルシェ i・愛・逢マーケットという企画をしています。毎月第3水、木曜日に名鉄百貨店一宮店の前で開催しています。コロナ禍により、今年度も5月、6月は中止とせざるを得ませんでした。4月の売り上げは2日間で約70万円、7月も開催できましたが、約50万円の売り上げがありました。イベントの中止で行き先を失った福祉事業所の授産製品の貴重な販売機会となっています。

続いて、事業所内作業の新規開拓、情報共有です。コロナ禍で企業の経済活動が縮小した影響により、就労系福祉サービス事業所で請け負う軽作業の受注が不安定化しています。一時期の深刻な状況は脱したところではありますが、不安定化しているところがあるので、福祉事業所同士で助け合えないかということで、軽作業をシェアすることとしました。自分の事業所で仕事を請け負ったけれども、こなすのが大変だから手伝ってくれないかという形です。仕事をシェアしあい、障害のある方の工賃の維持に努めています。

続いて、全体で協議した内容です。就労支援機関マップについてです。一宮市、稲沢市の就労支援機関に関する情報をまとめたマップの更新作業をしています。今年度は新規で開設した市内の就労継続支援 B 型事業所に制作を依頼することにしました。この事業所はパソコンを使った作業を障害のある方に提供しているため、こちらの事業所に依頼しました。

続いて、障害のある学生のお仕事体験ということで、「ぞーな・で・ろーた 地域の輪」という名称で活動しています。現在はコロナ禍によって、活動が休止状態となっています。障害のあるお子さんが地域の企業に訪問させてもらい、職場体験を通じて地域開拓、地域啓発をしていくという取り組みですが、ストップしてしまっています。この状況を打開したいといったところで、就労支援部会が「ぞーな・で・ろーた」の活動をされているお子さんの保護者の方へ、どういったところで職場体験をさせたいかというニーズを聞き取っているところです。ニーズを取った上で職場実習先の開拓をお願いしに行く段階です。このストップしている活動を何とか再開できるように、職場実習先を開拓していきたいと思います。

○運営委員：

日中活動事業所連絡会議の報告をします。資料は27、28ページになります。今年の1月に Zoom 形式で開催しました。昨年度はコロナ禍で、やり方を変えて一度開催してみました。今年度の4月、7月も同じく Zoom を取り入れた方式で開催しました。結果的にここ数回は、以前と同じくらいの人数が参加しています。

これまでの特徴と同様に、参加者の方は社会福祉法人、NPO 法人、株式会社の方々も含めて、多様な障害種別のサービスをやっている日中活動事業所に加え、相談支援事業所、学校関係、障害者基幹相談支援センター、行政も交え取り組んでいます。

その他に、障害者就業・生活支援センターに報告をしていただいたり、ケース検討をする際に精神障害の方を取り上げるので、保健所の方に参加していただいたりしました。通常は参加しない方も参加することもあります。これはなかなか良いことで、部会や連絡会議の方にとどまらず、自立支援協議会全体に色々な方が関わる雰囲気があります。先ほどの子ども部会の報告にも、医療的ケアネットワーク会議にも参加とありました。そういったつながりができていくと良いなと思います。

この間、Zoom 方式でやり始め、完全に Zoom 方式に近づいています。尾西庁舎をメイン会場にして、後は各事業所でというやり方は意外と難しいです。完全に Zoom のほうが返ってやりやすい時もあります。知恵を回していただき、前は尾西庁舎の大きい部屋ではなく、小さい部屋を複数借りてもらい、尾西庁舎の3ヶ所と各事業所でというやり方をしています。事前に福祉総合相談室、障害者基幹相談支援センター、私で打ち合わせをして、準備等をしています。

日中活動事業所連絡会議はこれで34回やってきました。この会議の発足した経緯は、学校を卒業した方が誰も行き先がないということを作ってはいけない、在宅生活になってはいけないということを心配して、みんなで集まりました。

今日配布されている障害者自立支援協議会設置運営要綱第2条にも、「処遇困難ケースなどについての具体的な処遇方針の策定」と最初に書いてあります。処遇困難だから行き先がないということではいけないと、当時そういうことを大事にしている自立支援協議会としても、こういう連絡会議で話をしようという感じでした。

何回も開催している内に、最近ではそういうことだけではなく、長期の在宅生活の方に何とか地域に出ていただく支援はどうあるべきか、生活支援部会でも出ていましたが、サービスの支給決定基準により生活に苦勞しているという話題も結構出ています。相談支援事業所も苦勞している話もありました。本当に気を付けないといけないのは、今まで使っていたサービスがこれによって使

えなくなった結果、ストレスが溜まって虐待が起きてしまうことになると、支給決定基準がもたらした障害者虐待ということにならないように気を付けないといけないと思っています。

最後になりますが、Zoom方式なので皆様方も参加しやすいです。今日この方に報告してほしいとか、今日報告したいことがあるといった場合でも、家にも職場にいても、5分か10分でもつないでもらえたら、話せてしまうし、聞けてしまうということがあると思います。今のこの方式の良さを活かしながら、色々な方が関わる自立支援協議会として活用していければいいと思います。

○運営委員：

触法障害者支援連絡会議の報告をします。この会議は一宮市における触法障害者支援のネットワーク作りと情報共有を目的とし、15、6の関係機関の方に集まっていただき、25名から30名で開催しています。年に3回開催しています。前回の本会の時に、第1回、第2回を報告したので、第3回に行われた2月25日の会議の報告をしたいと思います。

大きくは3点です。一つ目はコロナ禍における業務、対策の方法の共有をしました。二つ目は事例紹介です。手帳を所持していない軽度知的障害が疑われる50代男性のケースでした。出所する前、刑務所の社会福祉士の方が、この方は再犯の可能性があり、軽度知的障害の疑いから福祉的な関わりが必要と判断されました。この会議を通じ、地域生活定着支援センター、障害者相談支援センター、弁護士といったように連携した支援が行われたという報告でした。

三つ目が研修報告です。研修に参加した相談員による報告でした。再犯防止についてということで、司法と福祉の視点が大きく違っているということでした。福祉の視点での再犯防止については、再犯しないという自己決定をすること、福祉としては本人の自己決定支援を応援することが仕事であると報告がありました。

犯罪をしない生活が当たり前の生活であり、心地よいという認知をすることが自立更生につながっていきます。そして、本人の居場所と役割を作り、本人が何かあった時にふらっと立ち寄ってもらえるような関係作りが支援者として重要であるということでした。今年度第1回目は7月に開催し、既に終わっています。次回は12月、そして2月と開催予定です。

○運営委員：

医療的ケアネットワーク会議の報告をします。医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業が平成28年の厚生労働省から出されました。それに絡んでこの会議は、一つは医療的ケア児等を支援する人材、いわゆるコーディネー

ターを育成する、もう一つは協議の場の設置ということで、資料の赤枠で囲ってある部分のところが、これまでも医療的ケアネットワーク会議は活動していましたが、さらに充実して発足したことの理由になっています。

医療的ケアネットワーク会議の位置づけとしては、平成28年までは主に、様々な立場の方々の交流の場という位置づけが強かっただろうと思います。平成28年以降、協議の場としての位置づけが加わりました。

交流の場としての位置づけとしてどのようなことをやっているかという、国や愛知県の動向の共有や一宮市の動向の共有です。国や愛知県でいうと、9月に施行される支援法、4月の報酬改定の部分、愛知県が行った実態調査結果の共有等です。あるいは、一宮の動向の共有という意味では、保育課のガイドライン、医療的ケア指定医の決定、看護師の派遣があります。学校教育課もガイドラインが策定されて、今年度から看護師の派遣が行われるようになっていきます。いわゆる支援校ではなく、支援級、あるいは普通級の場合もあるかもしれません。その他の活動としては、ナース交流会、うきうきプロジェクト、防災に関すること等を議論しています。

それに加えて、協議の場としての意味が強いかもかもしれませんが、立法の目的、これが先ほど話した支援法のことです。6月11日に成立し、おそらく9月11日に施行される法律です。立法の目的を要約すると、児とその家族の生活の質を向上できるような社会の育成をしようというのが目的になります。国、地方公共団体の責務、保育所の設置者、学校の設置者等の責務ということで、努力目標ではなく責務となっています。また、医療的ケア児支援センターを指定とあります。これは都道府県知事が社会福祉法人を指定したり、あるいは自ら行うということになっています。そして、医療的ケア児の実態把握や災害時の支援の在り方を検討となっています。

今、協議の場といいましたが、構成員は所属母体もあります。それから、所属施設もあるのでそういうところから課題を吸い上げて、医療的ケアネットワーク会議で協議をして、そこで解決できるものは解決し、解決できないものは例えば自立支援協議会への提案、各団体への提案をやっていかないとはいけません。中長期計画を挙げましたが、医療的ケア児者コーディネーターを十分な数を育成しないとはいけません。

あるいは、今愛知県では学校では認められていないですが、認定特定行為業務従事者、いわゆる特定行為と呼ばれる5つの医療的ケアがナース以外でもできるように育てることが文部科学省で求められているので、そこをどう認識するかというところです。それから、看護師不足を補うために訪問看護ステーションの活用です。

ここから2点は自立支援協議会への当会議からの要望、提言です。一つは訪

問看護が医療的ケアのために保育園や学校に入ることができる仕組み作りをぜひお願いしたいです。現状は、保育課や学校教育課がここ1、2年で努力していただき、市立の保育園や学校では看護師は派遣される仕組みを作っていました。ですが私立の場合は、親が現場に行って医療的ケアをやるか、家族の負担で、実費で訪問看護師をお願いしている現状があります。そのあたりも何か仕組み作りをしていただきたいと思います。実は愛知県でもいくつかの市が仕組み作りをしているようです。なので、同じような仕組み作りをしていただけるとありがたいと思います。

もう1点は医療型児童発達支援についてです。医療型児童発達支援センターの設置も、近い将来にぜひお願いしたいところです。それに加えて、先ほどの日中活動事業所連絡会議でもありましたが、医療依存度の高い医療的ケアを受けている成人が学校を卒業して、要するに18歳以上になると普通は生活介護事業所に通所することが多いと思います。そこが安全に運営できるかが不安で、例えばてんかん発作を繰り返し起こしていたり、気道感染を起こしていたりするような場合に、多くの生活介護事業所は安全を不安視してお断りするということになっています。

医療依存度の高い医療的ケアを受けている方たちが、安全に生活介護事業所でケアをしていただけるような方策を考えていただきたいと思います。生活介護事業所に看護師は必ずいる訳ですが、基本的には医師はいません。ほとんどの場合は看護師のほうが必要だと思います。てんかん発作を起こしたり、感染症を起こして急に調子が悪くなったりすることを考えると、医師を配置できるような生活介護事業所があると理想的だと思います。

ただ、報酬上は医師が一人いても一日当たり、いることによって減算は免れますが、その減算はわずか12単位です。このあたりが自治体として一宮市が何か工夫していかれるのがいいというのが、医療的ケアネットワーク会議からの提言です。もちろん今話をしただけなので答えをお願いすることは難しいと思いますが、できる範囲で考えを教えてもらえればありがたいと思います。

5. 議題(4) 第5期一宮市障害福祉計画(含第1期一宮市障害児福祉計画)の進捗状況等について

○事務局:

障害福祉計画の進捗状況を説明します。障害福祉計画については、令和3年3月に第3次障害者基本計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画が一体的に策定されたところです。本日報告するのは令和2年度の状況なので、ベースは第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画のものとなっています。

資料34ページをご覧ください。この表は障害福祉サービスの見込量と利用

実績を示した資料になります。令和元年度及び令和2年度の見込量は、先に申し上げたとおり、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の数値です。利用実績については、令和元年度と2年度それぞれの見込量に対する利用実績を算出し、記載しています。右から2列目が令和元年度と2年度の利用実績の比較となっています。そして、一番右の欄が第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の今年度の見込量です。それぞれのサービスについて補足して説明します。

1の訪問系サービスをご覧ください。訪問系サービスとは、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、家事などの援助、外出時の移動介護、援助を行うサービスです。総利用時間数は令和元年度に比べ、令和2年度は減少しています。両年度とも実績については見込量を大幅に超えている状況であり、ニーズは増加傾向にあると思われませんが、前年度からの減少はコロナの影響を受けたものではないかと思われれます。

次に2の日中活動系サービスです。日中活動系サービスとは、障害者の方が通所して介護を受けたり、自立に向けた身体機能や生活能力の向上のための訓練、就労に向けた知識や能力向上のための訓練など、日中において活動場所を提供するサービスです。下から3番目の就労定着支援は、就労移行支援等を利用して一般企業へ就労した方に、就労の継続を図るための相談などが行われるものです。平成30年度にスタートしたものです。見込量にはまだ達していませんが、平成30年度が9名、令和元年度が19名、令和2年度が22名と利用実績は増加しています。

3の居住系サービスに移ります。自立生活援助は、障害者支援施設や精神科病院から一人暮らしに移行した方に、自立した日常生活を営むための定期巡回や随時訪問、相談等が行われるものです。こちらも平成30年度に始まりました。今のところ、開始後の利用はありません。施設入所支援は、施設入所者が夜間に入浴、排せつ、食事などの介護を受けるサービスですが、見込としては減としていましたが、実績としては微増となりました。

次に4の相談支援についてです。相談支援とは、障害福祉サービスを使う上で、計画的なプログラムの作成の支援をするサービスです。相談事業の対象者見直しにより、障害福祉サービスを使う全ての方が計画相談の対象となり、計画相談支援の利用者は令和元年、2年度いずれも見込量を上回っており、前年度比も増えている状況です。

5の障害児通所支援をご覧ください。障害児通所支援とは、障害のある子どもへ提供される支援で、未就学児への療育支援の児童発達支援、18歳までの就学児への社会訓練等の放課後等デイサービスなどがあります。一番下の居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害により外出が困難な児童に、居宅を訪問し

て日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等が行われますが、令和2年度も前年度に引き続き、利用実績はありませんでした。

6の障害児相談支援についてです。障害のある子どもが障害児通所支援を利用する場合は、4の相談支援と同様に計画を作成する必要があります。令和元年度の利用実績に比べると令和2年度は減少する結果となっています。

次に35ページをご覧ください。地域生活支援事業の見込量と実績について説明します。地域生活支援事業とは、障害者総合支援法において市町村が独自に提供するサービスとなります。この表は地域生活支援事業の見込量と利用実績を示した資料です。それぞれの年度において見込量に対する利用実績と、一番右に今年度の見込量を記載しています。こちらも昨年度の利用実績について補足します。

1の成年後見制度利用支援事業については、市長による後見等審判開始等の申立やその費用及び後見人等の報酬を助成するものです。報酬助成については件数が6件で同数、市長申立の件数が増える結果となっています。

次に2の意思疎通支援事業は聴覚、言語機能、音声機能などに障害のある方のために、手話通訳者や要約筆記者などを派遣するものです。令和2年度は前年度と比べて微増となっています。

3の日常生活用具給付等事業は、在宅生活を支援するための特殊ベッドやストーマ用装具、紙おむつなどに対し給付するものです。耐用年数があるものや住宅改修費等を給付する事業もあるので、利用実績は年度によって増減にばらつきがあります。

4の移動支援事業をご覧ください。移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障害者の方のために、ヘルパーが付き添い外出を支援するサービスです。令和2年度の利用実績は、前年度よりも増えていますが、見込量と比べると大きく下回る結果となりました。

5の地域活動支援センターは創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。また、6の日中一時支援事業は介護者の負担を軽減するために預かりを行うサービスです。両サービスとも利用実績は前年度に比べ減少しています。

報告は以上となりますが、3月分の利用実績を用いる事業が多く、その数値で毎年と比較をしています。数値が変動する要因として、近年は新型コロナウイルス感染症に伴う影響も大きいと考えられます。生活環境は同じ条件とは言えませんが、時期としては同じ月での比較を継続しているので、これまでと同様の方法で報告しました。全体的な傾向としては、利用実績が見込量を上回るサービスもありますが、提供できるサービスが見込量に及ばない状況もあります。今後も事業所の参入が進むことで利用実績は増えると考えられますが、多

様なニーズが求められていることや、それに対応できるよう支援者を育成し、確保することがますます重要になると思われま

○尾張西部圏域地域アドバイザー：

福祉サービスの進捗状況については、昨年度障害福祉計画を策定したということなので、ぜひ委員の皆さんには計画自体を配布してほしいと思いますが、これは配布されているのですよね。進捗管理をするのであれば配布してもらいたいと思います。それから、ここに出ているのは福祉サービスの実績と見込量だけですが、計画自体を見るとその他色々なことが出ているので、時間があればこういう場で協議ができたらと思います。

子ども部会からもありましたが、発達障害の啓発が必要だという話がありました。障害福祉計画の中にペアレントメンターの数が書かれています。令和元年度が0人、令和5年度の目標が1人と書いてあります。一宮市にはペアレントメンターがもう既に複数いることになってはいますが、これが0人になっていて令和5年度で1人になっています。今後ペアレントメンターの活用を考えているのであれば、ぜひ教えていただきたいのが1点です。

それから部会の報告のほうで、まず一つは医療的ケアネットワーク会議から、行政に対して現時点で考えていることがあればということがあったので、ぜひお答えいただけるとありがたいです。それと生活支援部会から一つ気になった文言があったのが、支給量に関するプロジェクトの問題が出ていました。これについては、アドバイザーの私のところにも当事者の方や、相談支援事業所の方からかなりの数の相談が来ています。支給量が今まで通り出せないと制限されてしまったことについて、生活ができなくなっているという相談です。

生活支援部会の部会長から、官民協働ということが言われています。自立支援協議会は官民協働をずっと大事にしてきましたが、今回の支給量の制限のところで、協働している感じがなくなっています。市役所の窓口でサービス等利用計画を提出した時に、窓口の職員から心無い発言がたくさんあるということで不信感が広がっている話が届いています。

おそらくこれは、支給量の制限が全体としてあるので、窓口でも言いたくないけれどもそういうことになってしまうとか、そのやり取りの中で相談支援事業所や当事者が行政に対して不信感を募らせる様なことが起きている。これが官民協働ということの大きな妨げになっていることを非常に危惧しています。

一宮市障害者自立支援協議会は今でこそこれほど活発に動いていますが、始まった当初の平成20年3月にスタートした時には、尾張の西というのは愛知県全体で福祉不毛の地と言われていました。名古屋、三河、知多に比べ、あらゆる地域に比べて福祉が全く広がっていないこともあり、自立支援協議会を官

民協働で、それぞれの得意なことをやりながら横のネットワークを広げて、行政と民間が一緒になって作ってきたこれほどの広がりになりました。今では他地域から一宮を目指せというような声があるほどの広がりになってきたのが、今この動きの中で大事にしてきた官民協働のところがガラガラと崩れ去っていく。これまで協働して動いてきた歩みが、何か止まってしまうのではないかと危惧しています。ぜひこのことについては、もう一度官民協働で話し合う機会を作っていただけないかということのお願いです。

○事務局：

障害福祉計画を策定する時はコロナウイルスの影響もあり、訪問系サービスについては接触する部分、家庭に行ってヘルパーサービスであるとか、同行して外出するサービスが大幅に減っているような状況です。

実際策定に当たっては、障害のある方にアンケートを実施しています。政策的なことについては、前回の計画でも上がっていましたが、相談体制の充実であるとか、住まいと就労の関係であるとか、そういったところが課題というか、重点的なところと認識しています。

今回政策的なところでいうと、中核市に移行したところで相談の部分についてはより充実した体制を取るため、福祉総合相談室を設置しました。より充実した相談体制を図っているところです。

また、児童の療育についても関心のある方が多く、重点的な部分と認識しています。令和2年度に民間の児童発達支援センターができていますが、今後の課題として医療的ケアが必要な児童の療育関係として、民間の知恵を借りながら将来的には医療型児童発達支援センターを見据えながらの検討も必要かと思っています。

○尾張西部圏域地域アドバイザー：

障害福祉計画の件で、今すぐには分からなければ後からでも結構なので教えてほしいですが、障害福祉計画66ページの発達障害者等に対する支援のところで、活動指標としてペアレントメンターの人数が書かれています。令和元年度では0人となっていますが、一宮にはもう既に何人かの方がいるので、令和5年度の目標に1人となるのは、何かこの後ペアレントメンターの活用を具体的に考えているのですか。ここの部分は非常に重要になるので、ここの充実のところを後日でもいいので教えていただきたいです。

それから、支給量のことについては、部会などの活動というよりはこの自立支援協議会の目的である、障害のある方が地域で安心して生活することができるように支援することのために協議会があるので、それが今まで通り安心して

暮らせない人が出ているかもしれないことに対しての提案なので、もう一度、この自立支援協議会と行政が話し合いをする機会を持つことはできないかというお願いです。

○事務局：

今年の1月から支給量の基準を決めたところです。この基準というのは、国のほうで明確な基準はありませんので、各市町で決定する形を取っています。一宮市としては同規模自治体に比べても、最後に基準を定めた形になります。1月から開始したばかりで、画一的にこの基準の中に収めることを元々の目的ではありません。それぞれの方にとって必要なサービス、支給量を出すのが元々の目的です。

一宮市が支給量の基準を決めるのがかなり遅いこともあり、同じような障害特性や住宅環境、介護状況が同じような方でも支給量の差に乖離していることもありました。そこはやはり、客観的なところで情報収集しながら各世帯の状況を見ながら、公平公正な、透明性を持った基準を設けなければいけないところではありますが、言われるように今までの基準からどうしても客観的といっても支給量が下がるケースもありますので、生活支援部会でもアンケートという形で現場の意見を聞く機会がありますので、そういったところを参考にしながら検討できるところは検討していきたいと思っています。

○会長：

貴重な提言をしていただき、ありがとうございました。今後、官民協働という形で進めていきたいと思えます。

○運営委員：

先ほど話をしたことでちょっとずれているかもしれなかったのを確認だけです。訪問看護が私立の保育園等に入れるように何とかできないかというのが1点です。

2点目は、医療型児童発達支援はもちろんですが、それだけではなくて、いわゆる疾患が持ち越しとあって、支援校を卒業されて、支援校では生活ができていたのに卒業してから生活できないような状況にならないように、何か手立てを工夫してほしいと思えます。

○会長：

それは提案ですか。質問ですか。

○運営委員：

今話をしたばかりなので、答えをいただくのは難しいと思うので考慮していただければと思います。

○会長：

意見として伺うということで、今後の課題とさせていただきます。

6. 議題（5）その他

○事務局：

次回の会議の日程をお伝えいたします。第2回は令和4年2月7日（月）となります。会場は一宮市役所本庁舎となります。日程が近くなりましたら、事務局から案内をさせていただきます。